

◎開 会

**委員長** ただいまから平成22年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**委員長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

**委員長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、報告等2件となっております。

---

◎平成23年度松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について

**委員長** 初めに、「平成23年度松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について」をお願いします。

**学務課長** 平成23年度松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について、報告させていただきます。

現在、来月、8月の教育委員会会議においてご審議いただく市立高校の23年度の教科書の採択案について準備を進めているところでございます。その辺の概要について、ご報告させていただきます。

まず、教科書の採択に至るまでの手順について、次のページにある図で簡単にご説明させていただきます。

教科書採択の手順ということで、(1)から(9)までの手順を進めることとなります。

(1)市教育委員会より市立高校へ次年度使用予定教科書について選定を依頼する。これは、もう既に学校長に依頼しております。ずっと進みまして、(9)市立高校は、教科書需要報告書を県教育委員会へ報告するという採択の後、報告で終わります。

現在は、(4)まで進んでおります。(4)市立高校から市教育委員会へ教科書本体を添えて選定報告書が提出される。これが6月16日付で市立高校より市の教育委員会に提出されております。学校長がもう選定しております。

それをもとに、各教科書の趣意書をまとめたものを委員の先生にお配りさせていただいております。

その趣意書に基づいて、8月の教育委員会議において、学校長より教科書を選定した理由等をこの場でお示しいたしまして、採択をしていただく手順になっております。

なお、趣意書を事前にお渡ししましたのは、事前に目を通していただいて、来年度の使用教科書のご確認をいただくのと、6月18日から7月7日まで、お隣の東葛教育事務所の中にある松戸教科書センターにおいて、教科書の展示会が行われておりましたので、そこで、来年度に使う予定の教科書について、もし、そういう機会がありましたら、ご確認いただけるように、趣意書を事前にお配りさせていただきました。

今、そういう段階で手順が進んでおりますので、どうぞ、8月の教育委員会議において、学校長の説明を経て、採択のほうをよろしく願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。

中身の審議については来月になります。皆さん、趣意書に目を通していただいたと思います。もし何かご質問があればしていただき、質問がなければ、次回の審議のときに集中審議したいと思います。いかがでしょうか。特に何かございますか。

(「なし」の声あり)

---

#### ◎平成23年度小・中学校用教科用図書に関する採択の概要について

**委員長** それでは次に、平成23年度小・中学校用教科用図書に関する採択の概要についてをお願いいたします。

**指導課長** それでは、平成23年度に使用する松戸市の教科用図書の採択の概要について、お手元の資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

1 ページですが、教科用図書の採択制度について、概略を書いてあります。

松戸市立の小・中学校の教科書の採択がどんな方法で行われるのかということについてありますが、まず、1にありますように、千葉県教育委員会の指導、助言または援助によって行う。これが定められております。

また、2にありますように、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域であるということ。関係市町村の教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなけれ

ばなりません。

このことについては、松戸市は、流山市、野田市、この3つの市で成り立っている東葛飾西部採択地区というものに該当いたします。(1)から(4)について、その主なものについて記載されておりますが、(1)の県の指導、助言または援助については、資料にあります、ア、イ、ウの内容になります。

(2)の採択基準につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえていることとか、それから、千葉県の教育施策に適合していること、またあるいは、採択地区の実情、特に施設あるいは設備などが考慮されていること。並びに、児童及び生徒生活経験、学習能力に適合していることなどが考えられます。

(3)の選定に必要な資料と申しますのは、採択の対象となる全教科の種目について、それに必要な基本的な観点を決めて、その特徴について簡単に記述したものがございます。

きょう、この後、勉強会を予定しているんですが、そこで黄色い冊子をお渡ししますが、その内容であります。

本市としましても、各教科用図書の研究資料として作成しましたので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

(4)の協議でございますが、先ほど触れました1ページ、2番の内容を具体的に示したものでございます。

次、2ページをめくっていただいて、3番の採択の時期でございますが、(1)にありますように、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないということになっております。

それから、4の採択する教科書に関してですが、2ページ下の枠の中に記載されている内容でございます。小学校の教科用図書は、通例は4年に一度の採択になりますが、新しい指導要領との関係もありまして、ことしが採択になりますので、慎重にといたしますか、各専門委員も全部きちっと資料をそろえているところでございます。

それから、中学校のほうは、(2)にありますように、平成22年度は、21年度と同一の教科書を採択しなければならないということになります。

そしてまた、附則第9条の図書ということで、特別支援学級の生徒が使うんですが、これは、毎年度、異なる図書を採択することによってできるということになっております。

次に、4ページになります。

4ページの選定審議会についてですが、これは、県の教育委員会の専門的な調査、研究を

行うための設置となっております。県教委は、この審議会の調査、研究をもとにした選定資料を作成して、各市町村の教育委員会に送付する。松戸市にも届いております。それで、指導、助言も援助を行うという形になっております。

5ページには、義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み、図で示したのですが、ちょっとぐるぐる矢印が回っておりますのでわかりにくい部分もありますが、一応、全体をまとめると、そういう構造になっております。

6ページですが、教科書が使用されるまでの流れをまとめたものでございます。義務教育諸学校の教科書につきましては、通常、4年間、同一の教科書を採択するということになっております。その流れが6ページの上の表になります。

また、教科書の検定、採択の周期ですけれども、6ページの下の表のようになっております。

今回、小学校用教科書につきましては、先ほど述べましたように、採択の年度ということで、三角の印になります。今後の採択につきましては、来年、23年度が中学校用図書の採択になります。本年度から2年間、この西部採択地区協議会の事務局が松戸市になっている関係で、本年度と来年度は、ちょっと忙しいんですが、皆様にもお力を貸していただきたいと思っております。

最後、7ページの千葉県教科用図書採択地区についてですけれども、県内に15の採択地区があります。その中で、市単独で採択を行っているところもありますが、表にありますように、千葉市、船橋市、市原市となっております。

なお、県からの指導で、このような採択地区に分けられておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。この後の勉強会で、さらに詳しいことをいろいろ述べたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。

この後、勉強会を行いますので、そこでもいろいろと意見交換をしたいと思っておりますが、ただいまのご説明の中で、何かご質問がありましたら承ります。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 丁寧にご説明いただきましたので、何も質問がないようです。報告等については、以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

本日の議題は、以上で終わりになります。

---

◎その他

**委員長** これから勉強会でエネルギーを使いますので、その他に移ります。

委員の皆さん、何かございますか。

(「なし」の声あり)

**委員長** それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お伺いします。

**企画管理室長** 平成22年8月定例会なんですけれども、教科書採択の日程の関係もございまして、8月開催を繰り上げまして、7月末になるんですけれども、7月29日の木曜日午後2時から、こちら5階の会議室でというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

**委員長** 委員の皆さん、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、7月29日木曜日午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**委員長** 以上をもちまして、平成22年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

---

閉会 午後 2時13分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員